

税の減免・運賃割引等

○税金の控除および減免

種 類	内 容	金 額	問い合わせ先
住 民 税	障害者控除（本人または配偶者もしくは扶養親族が身体障害者手帳3～6級または療育手帳B1・B2）	所得控除 26万円	市民税課 ☎823-9421
	特別障害者控除（本人または配偶者もしくは扶養親族が身体障害者手帳1級・2級または療育手帳A1・A2）	所得控除 30万円	
	前年合計所得金額が135万円以下の障害者	非課税	
	同居特別障害者控除（同居している配偶者もしくは扶養親族が身体障害者手帳1級・2級または療育手帳A1・A2）	所得控除 53万円	
所 得 税	障害者控除 （障害程度は、住民税と同じ）	所得控除 27万円	税務署 ☎822-1123
	特別障害者控除 （障害程度は、住民税と同じ）	所得控除 40万円	
	同居特別障害者控除（同居している配偶者もしくは扶養親族が身体障害者手帳1級・2級または療育手帳A1・A2）	所得控除 75万円	
相 続 税	障害者が相続により財産を取得した場合、障害の程度および年齢に応じて減額されます。	障害者控除	
贈 与 税	特定障害者が特定障害者扶養信託契約に基づいて受ける信託受益権のうち、6,000万円までの部分	非課税	
事 業 税	重度の視力障害者（両目の視力（屈折異常のある方については、矯正視力）が0.06以下の方）が行うあんま、はり等医業に類する事業	非課税	中央西県税事務所 ☎821-4652 または 中央東県税事務所 ☎866-8500 （事業所の所在地によって所管が異なります）
自動車税 環境性能割	普通自動車、軽自動車が対象 自動車を当該障害者が取得する場合	減 免	中央東県税事務所 ☎866-8510
自動車税 種別割	本人または当該障害者と生計を一にする親族や常時介護する者が運転し、専ら当該障害者の用に供する自動車 減免申請は納期限までに（新規登録の場合は登録時に）	減 免	
軽自動車税 種別割	本人または当該障害者と生計を一にする親族や常時介護する者が運転し、専ら当該障害者の用に供する4月1日時点で当該障害者名義の軽自動車 減免申請は納期限までに	減 免	市民税課 ☎823-9423
非 課 税 貯 蓄 制 度	身体障害者手帳、療育手帳などの手帳を所持する障害者の預貯金の利子等 ・銀行預金や公社債投資信託などの「マル優」 ・利付国債と公募地方債の「マル特」	一定額まで 非課税	各金融機関の窓口

※ 自動車に関する税金の減免については、15・16ページをご覧ください。

■税の減免，運賃割引等

○JR・国内航空・タクシー・バス等の運賃割引

【身体障害者手帳所持者】

種 類	内 容	割引内容	窓 口	備 考
J R の 旅客運賃割引	介護者の同行する第1種身体障害者 普通・定期・回数乗車券および急行 券（特急券を除く）について全線	本人および介護者 5割引	乗 車 券 販 売 窓 口 （手 帳 の 内 容 確 認 が 必 要）	な お， 大 人 の 第 1 種 身 体 障 害 者 が 介 護 者 と と も に 乗 車 す る 場 合 は， 自 動 券 売 機 で の 小 児 乗 車 券 の 購 入 可
	第2種身体障害者および単独の第1種身体障 害者 片道101km以上の区間の普通乗車券	本人のみ 5割引		
	定期乗車券を利用する12歳未満の第2 種身体障害者の介護者	介護者のみ 5割引		
くろしお鉄道 (株)の旅客運賃 割 引	上記に準じて，区間制限なく割引されます。 ただし，10円未満は切上げとなります。		同 上	同 上
航空運賃の割 引（搭 乗 時 の 年 齢 が 満 12歳以上） ※国内線のみ	身体障害者手帳所持者	本人および同一 便に搭乗される 満12歳以上の 介護者1名 ※本人が3歳から 11歳の場合は介 護者1名割引	航 空 券 販 売 窓 口	割引の有無や運賃は， 各航空運送事業者また は路線によって異なり ます。 航空券購入時および搭 乗手続時に身体障害者 手帳の提示が必要
バス・電車の 割 引 ※各社により 異なります	第1種身体障害者手帳所持者	本人および介助人1名 5割引	乗 車 券 販 売 窓 口 ま た は 車 内	電車の定期券購入は5 割引 (ただし12歳以上に限る) バスの定期券購入は3 割引 (ただし12歳以上に限る) 購入時および利用時に 手帳の提示が必要 ※12歳未満の身体障害 者手帳所持者の介助人 1名は等級に関わらず 運賃5割引【電車のみ】
	第2種身体障害者手帳所持者	本人のみ 5割引		
その他の船舶 や私鉄等	制度的に定められていませんが，上記に準じて割引を行っているところがありますので，乗車券 販売窓口に照会してください。			
タクシー運賃 割 引	身体障害者自身が乗車した区間の運賃 および料金	1割引	車 内	乗車時に障害者手帳を 提示すること。
	※割引の対象となる手帳は，身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳です。 ※個人情報保護の観点から，運転手は，タクシー運賃割引を受けるために提示された身体障害者 手帳等に記載されている情報を記録してはならないこととされています。 (H25.1.22 四国運輸局長通知)			

【療育手帳所持者】

種 類	内 容	割引内容	窓 口	備 考
J R の 旅客運賃割引	介護者と同行する第1種知的障害者 普通・定期・回数乗車券および急行券 (特急券を除く)につき全線	本人および介護者 5割引	乗車券販売窓口 (手帳の内容 確認が必要)	なお，大人の第1 種知的障害者が介 護者とともに乗車 する場合は，自動 券売機での小児乗 車券の購入可
	第2種知的障害者および単独の第1種知的障害者 片道101km以上の区間の普通乗車券	本人のみ 5割引		
	定期乗車券を利用する12歳未満の第2種 知的障害者の介護者	介護者のみ 5割引		
くろしお鉄道 (株)の旅客運賃 割 引	上記に準じて，区間制限なく割引されます。 ただし，10円未満は切上げとなります。		同 上	同 上
航空運賃の割 引(搭乗時 の年齢が満 12歳以上) ※国内線のみ	療育手帳所持者	本人および同一 便に搭乗される 満12歳以上の 介護者1名 ※本人が3歳から 11歳の場合は 介護者1名割 引	航空券販売窓口	割引運賃は，各航 空運送事業者また は路線によって異 なります。 航空券購入時およ び搭乗手続時に療 育手帳の提示が必 要
バス・電車の 割 引 (四国四県内) ※各社により 異なります	第1種療育手帳所持者	本人および介助人1名 5割引	乗車券販売窓口 または車内	電車の定期券購入 は5割引 (ただし12歳 以上に限る) バスの定期券購入 は3割引 (ただし12歳 以上に限る) 購入時および利用 時に手帳の提示が 必要 ※12歳未満の療育 手帳所持者の介助 人1名は等級に関 わらず運賃5割引 【電車のみ】
	第2種療育手帳所持者	本人のみ 5割引		
その他の船舶 や私鉄等	制度的に定められていませんが，上記に準じて割引を行っているところがありますので，乗車券 販売窓口にて照会してください。			
タクシー運賃 割 引	療育手帳所持者自身が乗車した区間の運 賃および料金	1割引	車 内	乗車時に療育手帳 を提示すること
	※個人情報保護の観点から，運転手は，タクシー運賃割引を受けるために提示された身体障害者 手帳等に記載されている情報を記録してはならないこととされています。(H25.1.22 四国運輸 局長通知)			

療育手帳にAの表示がある方は「第1種知的障害者」，療育手帳にBの表示がある方は「第2種知的障害者」です。

療育手帳に写真の貼付および第1種・第2種知的障害者の表示がない方は，割引が受けられませんので，障がい福祉課で療育手帳の書換えの手続きを行ってください。

■税の減免，運賃割引等

○その他の減免について

種 類	内 容	減免内容	窓 口	備 考																
NHK放送受信料の減免	障害の種類（身体・知的・精神）にかかわらず，障害者を構成員に有する世帯で世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合	全額免除	NHK高知放送局 ☎823-2301 平日10:00～17:00	証明書の発行は，身体障害者または知的障害者は障がい福祉課，精神障害者は健康増進課																
	次の障害者が世帯主の場合 ①視覚・聴覚障害者 ②重度の身体障害者 ③重度の知的障害者 ④重度の精神障害者	半額免除																		
ケーブルテレビ利用料の減額	加入契約者が視覚障害者（1級・2級）で世帯主であること	基本利用料 半額免除	高知ケーブルテレビ ☎0120-801-520 9:00～17:00 （年末年始を除く）	福祉事務所長の証明が必要																
点字郵便物の無料扱い	点字郵便物 特定録音物等郵便物（録音物又は点字用紙） *日本郵便株式会社が指定した施設との発受に限ります	3kg以下 無 料	日本郵便株式会社 および郵便局	点字ゆうパック・聴覚障害者用ゆうパック 減額後の運賃額 <table border="1" data-bbox="1252 851 1468 1131"> <thead> <tr> <th>サイズ</th> <th>運賃額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>80</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>120</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>140</td> <td>520円</td> </tr> <tr> <td>160</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>170</td> <td>730円</td> </tr> </tbody> </table> ※サイズは，縦・横・高さ（cm）の合計の長さです。	サイズ	運賃額	60	100円	80	210円	100	320円	120	420円	140	520円	160	630円	170	730円
サイズ	運賃額																			
60	100円																			
80	210円																			
100	320円																			
120	420円																			
140	520円																			
160	630円																			
170	730円																			
定期刊行物の低料第三種郵便物認可	心身障がい者団体が発行する定期刊行物に対して第三種郵便物の認可条件の特例が設けられています（1回の発行部数が500部以上のもの）	月3回以上発行の新聞 50g以下 8円 その他 50g以下 15円																		
ゆうパックの減 額	点字ゆうパック	30kg以内減額																		
	心身障がい者用ゆうメール ※図書館との間の発受に限ります 聴覚障がい者用ゆうパック ※日本郵便株式会社が指定した施設と聴覚障がい者との間で，ビデオテープその他の録画物の発受に限ります	1kg以下約半額 ※1kgを超えるもの 2kg以内230円 3kg以内310円 30kg以内減額																		
公立施設の入場料等の免除	身体障害者手帳または療育手帳の所持者およびその介護者（1名）については，下記施設の入場料が免除となりますので，詳しくは各施設にお問い合わせください。 ①高知城 ②牧野植物園 ③足摺海洋館 ④県立文学館 ⑤県立歴史民俗資料館 ⑥県立美術館 ⑦のいち動物公園 ⑧坂本龍馬記念館 ⑨県民体育館 ⑩自由民権記念館 ⑪高知城歴史博物館	免 除	各施設の入場券販売窓口	手帳の提示必要 ⑤県立歴史民俗資料館については，令和5年9月19日から令和6年3月28日まで設備改修工事のため休館																
NTT番号案内料の無料措置	○身体障害者手帳所持者で視覚障害1～6級，肢体不自由（上肢，体幹，乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）1級・2級，聴覚障害2～4級・6級，音声・言語・そしゃく機能障害3級・4級 ○戦傷病者手帳所持者で視力障害の特別項症～第6項症，上肢障害の特別項症～第2項症，聴覚障害の第2項症・第4項症，音声・言語・そしゃく機能障害の第1項症・第2項症・第4項症 ○療育手帳所持者 ○精神障害者保健福祉手帳所持者	無 料	NTT西日本 ふれあい案内担当 ☎0120-104-174 FAX 0120-104-134 平日：9時～17時 （土・日・祝日および年末年始を除く） ※FAXによるお問合せの場合お客様のお名前とFAX番号を記載の上送信ください	ご利用になる前に，事前登録が必要です。ふれあい案内の利用については，NTT西日本及びNTTの104をご利用いただける通信業者の回線（携帯電話含む）から，104をダイヤルした場合が対象となります。																
河川の遊魚料の減額・免除	肢体不自由の障害者手帳所持者	各漁協により異なる。	関係の各漁協																	
携帯電話基本使用料等の割引	身体障害者手帳または療育手帳の所持者 精神障害者保健福祉手帳1～3級の所持者	各社により異なる。	(株)NTTドコモ・au・ソフトバンク(株)各社ショップまたは各社取扱店	手帳の提示必要																